



わたしたちの県議会

IBARAKI PREFECTURAL ASSEMBLY

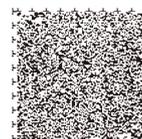
INDEX

- | | |
|---------|-------------|
| ごあいさつ | 議員提案政策条例 |
| 県議会とは | 予算・条例の修正 |
| 県議会のしごと | 執行機関への提言 |
| 県議会のしくみ | 議会改革のとりくみ |
| 審議の流れ | 県議会の広報 |
| 請願・陳情 | 議事堂見学 |
| 議員紹介 | P Rコーナーのご案内 |
| 委員会の構成 | 議事堂について |
| 議席表 | お問い合わせ |
| 傍聴 | |



茨城県議会

右のコードは音声コードUni-Voiceです。
スマホアプリUni-Voiceや専用読み取り
装置により、どなたでも本冊子の内容を
音声で聞くことができます。



ごあいさつ



議長
館 静馬



副議長
下路 健次郎

本日は茨城県議会へようこそお越しくださいました。議員を代表いたしまして、心からお礼申し上げます。

ここ県議会では、県民のみなさんから選挙で選ばれた議員が、茨城県の発展と、県民の豊かな暮らしに向けて、どのようなことをしていけばよいのかを、話し合っ

て決めています。このように、県議会で、茨城県が今後どのように運営されていくべきかを決めていくのに当たって、欠かすことのできないのが、県民のみなさん一人一人の声です。わたしたち県議会議員は、みなさんの意見を県の行政に反映させることができるよう、これからも本会議や委員会などの議会活動に精一杯取り組んでまいります。

この小冊子は、県議会のさまざまな活動を、分かりやすくまとめて県民のみなさんにご紹介するために作成いたしました。どうぞご覧いただき、また本会議の進行の様子についても傍聴され、県議会について、みなさんのご意見をお寄せくださいますよう、お願いいたします。

議長と副議長

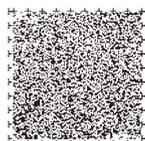
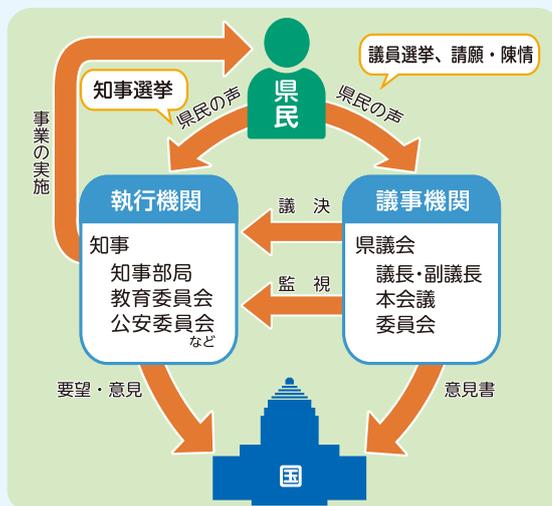
議長と副議長は、議員の中から選挙で選ばれます。議長は議会を運営し、議会を代表します。副議長は、議長が病気その他事故があるとき、また議長が欠けたとき、議長の代わりを務めます。

県議会とは

県議会は、県民から選挙で選ばれた県議会議員が県民全体を幸福にするための方法について話し合い、県政に反映させる場です。県の予算や条例の制定など、県の重要な事柄について審議・決定することから、「議事機関」といわれています。

一方、知事部局や教育委員会・公安委員会は、県議会で決められたことに基づき実際に事業を実施していくことから、「執行機関」といわれています。

県議会と執行機関は、それぞれ独立した対等な立場にあり、互いに協力して県政を運営していることから、車の両輪に例えられています。



県議会のしごと

議決

議会に与えられた最も重要な権限で、県条例の制定・改正・廃止、予算の決定、決算の認定、一定基準以上の財産の取得・処分、主要な契約の締結など、県政の重要な事項について議決します。

選挙と同意

議長・副議長・選挙管理委員などを選挙します。また、副知事・監査委員・教育委員・公安委員などの重要な職務に就く人を任命するときは、議会の同意が必要となります。

検査と調査

議会で決めたとおりに県が仕事をしているか検査し、調査します。必要に応じて関係者を呼んで意見や説明を求めることができます。

意見書提出

県民の利益に関することについて、議会の意思を意見書としてまとめ、国会や関係行政機関に提出します。

請願の審査と陳情の受理

県の仕事などについて要望や意見がある方は、どなたでも請願・陳情書を提出することができます。議会では、提出された請願・陳情書を調査し、県政に反映できるよう努めています。詳しくは5ページをご覧ください。

県議会のしくみ

1月

2月

3月

4月

5月

6月

7月

8月

9月

10月

11月

12月

第1回定例会

第2回定例会

第3回定例会

第4回定例会

定例会と臨時会

県議会には定例会と臨時会があり、いずれも知事が招集します。定例会は年4回開催され、県民の生活に深い関わりのある県政の方針や予算・条例などを審議しています。臨時会は必要があるときに開かれます。

本会議

本会議は議員全員で行います。所属会派（4人以上の議員を有する会派）を代表して行われる代表質問や議員個人の立場で行われる一般質問のほか、提出された議案などに対する議会の最終的な意思決定を行います。質問方式は、以下から議員が選択します。

一括質問・一括答弁方式

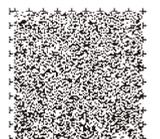
質問者が一括して質問し、その後答弁者が一括して答弁します。

分割質問方式

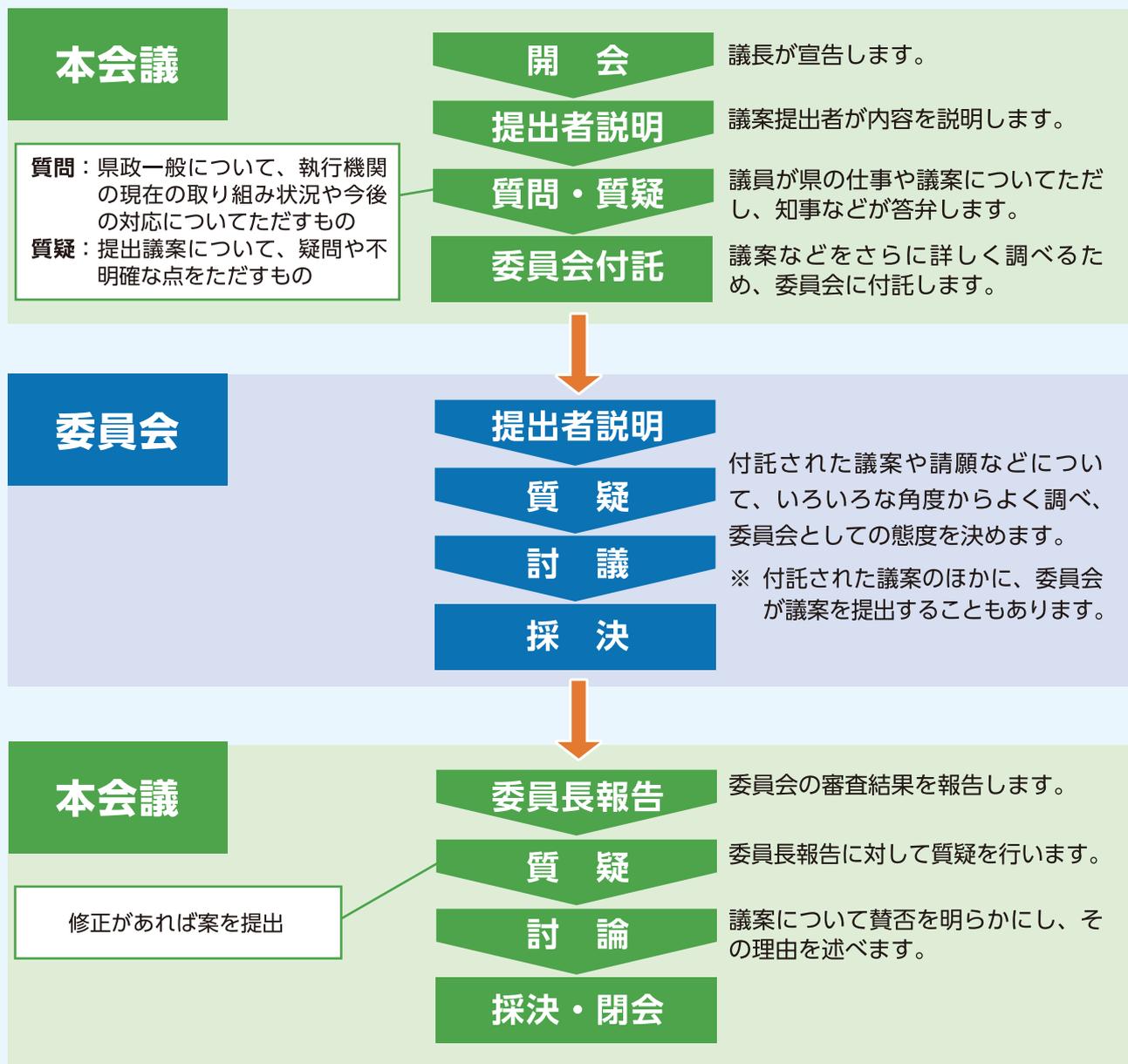
質問者が項目ごとに質問し、その都度答弁者が答弁します。

委員会

議会に提出される議案は専門的なものが多く、簡単に意思決定ができないことから、「委員会」を設置し、より詳しく審査しています。詳しくは8・9ページをご覧ください。



審議の流れ



審議の順序

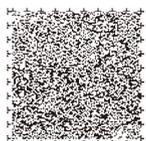
議員または知事から提出された議案は本会議にかけられます。委員会でより詳しく審査した後、本会議で再度審議されて採決されます。付託された議案のほか、委員会での審査の結果、議案を提出することもあります。

採決の方法

議案および請願の採決は、本県議会では挙手採決の方法がとられますが、その他の方法による場合もあります。会期中に審議不十分で採決できないときは、次の定例会までの間、所管の委員会で継続審査されます。

可決後の議案

県議会で議決した結果は知事に送付され、執行機関は県議会での決定に基づいて実際の仕事を進めていきます。また、県議会では、県だけでは解決できない問題について、国をはじめとする行政機関に意見書を提出して協力を求めたり、県議会としての意思を明確にするために決議を行ったりしています。



請願・陳情

県の仕事などについて要望や意見があるときは、文書にして議会に提出することができます。これを請願・陳情といいます。請願・陳情は、県民のみなさんの声を県政に反映させるための大切な制度です。

請願は、委員会審査後に本会議で採否を決定します。採択となったもので執行機関において処理することが適当なものについては、知事等に送付し、処理の経過および結果の報告を求めます。本会議での採否の結果については、請願者（代表者）に通知します。なお、請願には議員1人以上の紹介が必要です。

陳情は、所管の委員会に参考送付され、議案などの審査の際の参考に供されますが、本会議において採否は決定されません。

請願・陳情書の提出

【作成方法】

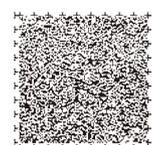
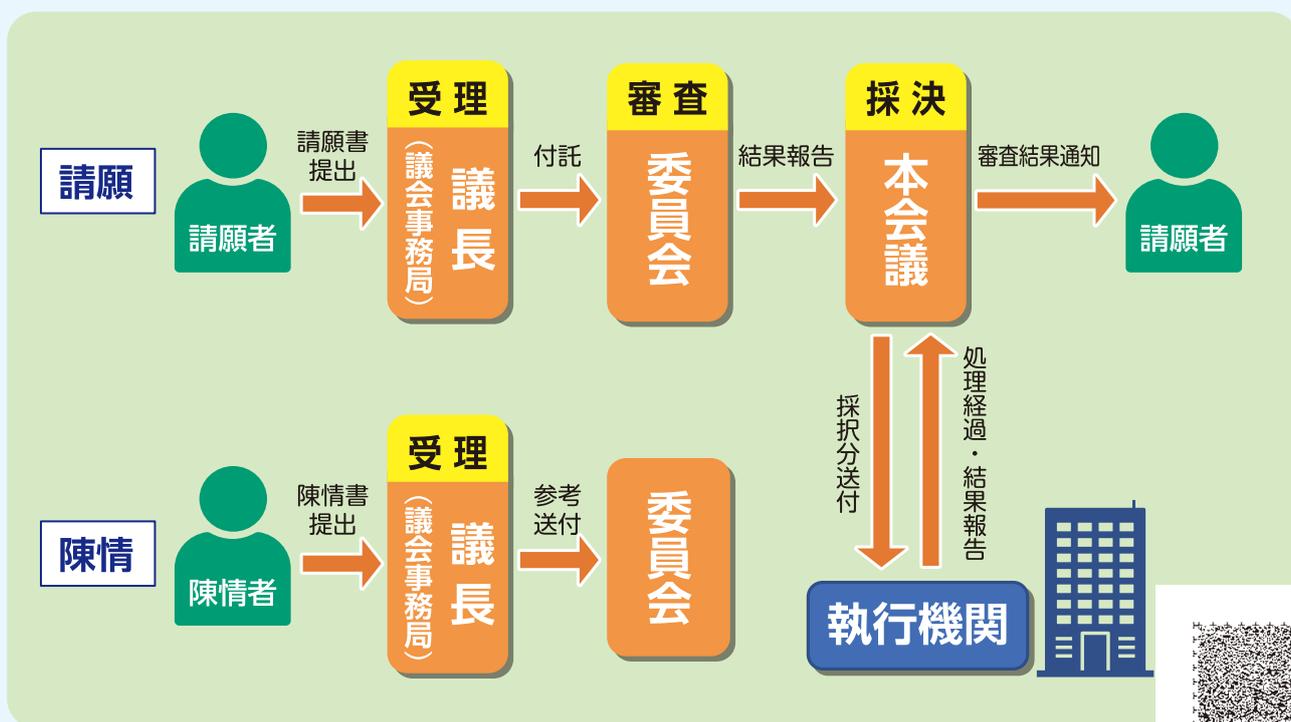
様式は特に定めはありませんが、右の様式例を参考に邦文で作成してください。

- ・ 請願書の表紙に紹介議員の署名または記名
- ・ 請願（陳情）の件名と趣旨
- ・ 提出年月日
- ・ 請願・陳情者（代表者）の住所・署名または記名

【提出方法】

議会事務局への持参のほか、郵送またはメールでも受け付けております。

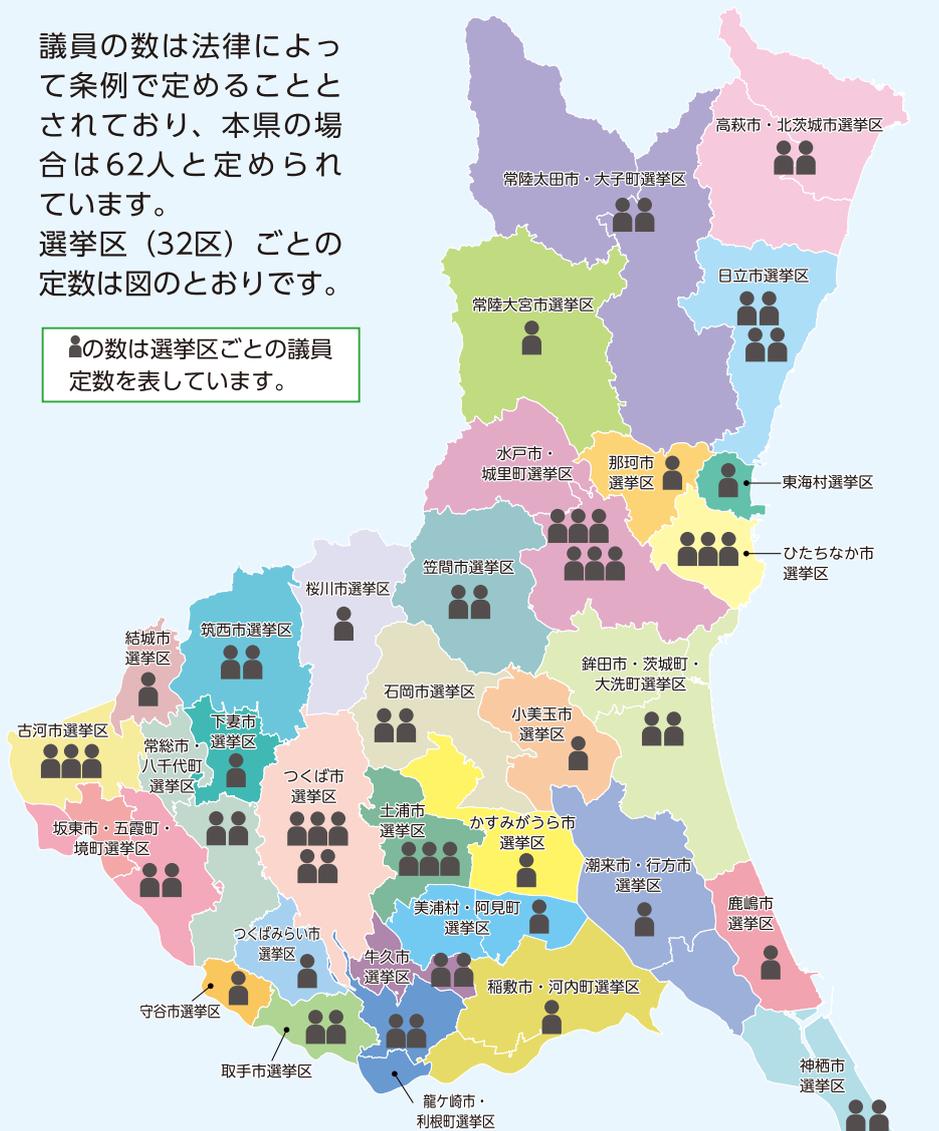
表紙	内容
<p>〇〇〇に関する請願 (陳情)</p> <p>紹介議員の署名または記名 (※請願のみ)</p>	<p>〇〇〇に関する請願(陳情) 趣旨・理由等</p> <p>〇〇〇は、〇〇〇である よって、下記事項を請願 (陳情)する。</p> <p>記</p> <p>1. 〇〇〇すること 2. 〇〇〇すること</p> <p>令和 年 月 日 請願・陳情者(代表) 住所 氏名(署名または記名) (外〇名) 茨城県議会議長 殿</p> <p style="font-size: small;">簡潔・明瞭に</p>



議員紹介 (令和8年2月26日現在)

議員の数は法律によって条例で定めることとされており、本県の場合は62人と定められています。
選挙区(32区)ごとの定数は図のとおりです。

👤の数は選挙区ごとの議員定数を表しています。



水戸市・城里町



たち 静馬
いばらき自民党



たかさき すすむ
高崎 進
公明党

水戸市・城里町



きもとしん たらう
木本信太郎
いばらき自民党



たまつくりじゅんいち
玉造 順一
茨城無所属・政策の会

水戸市・城里町



えじり かな
江尻 加那
日本共産党



かわつ たかし
川津 隆
いばらき自民党

日立市



むらもと しゅうじ
村本 修司
公明党



たかやす ひろあき
高安 博明
国民民主党

日立市



さいとう ひであき
齋藤 英彰
国民民主党



せ や ゆきのぶ
瀬谷 幸伸
いばらき自民党

土浦市



やしま いさお
八島 功男
公明党



たかはし なおこ
高橋 直子
いばらき自民党



いざわ かつのり
伊沢 勝徳
いばらき自民党

古河市



たかはし かつのり
高橋 勝則
いばらき自民党



もりた たくほ
森田 卓歩
いばらき自民党

古河市



あきやま まさあき
秋山 政明
無所属

石岡市



といた かずゆき
戸井田和之
いばらき自民党



さくらい のぶゆき
櫻井 信幸
茨城無所属・政策の会

結城市



あきもと はやと
秋元 勇人
いばらき自民党

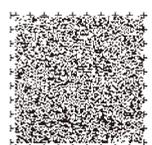
龍ヶ崎市・利根町



なかやま かずお
中山 一生
茨城無所属・政策の会



さかもと りゅうじ
坂本 隆司
いばらき自民党



下妻市



いづか あきお
飯塚 秋男
いばらき自民党

常総市・八千代町



いいた としお
飯田 智男
いばらき自民党



かね こ てるひさ
金子 晃久
いばらき自民党

常陸太田市・大子町



いしい くにかず
石井 邦一
いばらき自民党



にし の はじめ
西野 一
いばらき自民党

高萩市・北茨城市



とよだ しげる
豊田 茂
いばらき自民党



おおあし こうじ
大足 光司
国民民主党

笠間市



とこい ようじ
常井 洋治
いばらき自民党



むらかみ のりお
村上 典男
いばらき自民党

取手市



かわくち まさや
川口 政弥
いばらき自民党



いわさわ しん
岩澤 信
いばらき自民党

牛久市



おさだ まみ
長田 麻美
日本維新の会



もろはし いちろう
諸橋 太一郎
いばらき自民党

つくば市



やまもと みわ
山本 美和
公明党

つくば市



すずき まさし
鈴木 将
いばらき自民党



へいずじょん
茨城無所属・政策の会



うの のぶこ
市民ネットワーク



つかもと かずや
塚本 一也
いばらき自民党



いそざき たつや
磯崎 達也
いばらき自民党



ふたかわ ひでとし
二川 英俊
国民民主党



うみの とおる
海野 透
いばらき自民党

ひたちなか市

鹿嶋市



こまつぎきのり
小松崎敏紀
いばらき自民党

潮来市・行方市



まつた ちはる
松田 干春
いばらき自民党

守谷市



おがわ いっせい
小川 一成
いばらき自民党

常陸大宮市



くろべ ひろひで
黒部 博英
いばらき自民党

那珂市



こいずみ しゅうじ
小泉 周司
いばらき自民党

筑西市



みずがき かずとし
水柿 一俊
いばらき自民党



いながわ しんじ
稲川 新二
無所属

坂東市・五霞町・境町



はんむら のほる
半村 登
いばらき自民党



いしづか はやと
石塚 隼人
いばらき自民党

稲敷市・河内町



ほそや のりゆき
細谷 典幸
いばらき自民党

かすみがうら市



かね こ としあき
金子 敏明
無所属

桜川市



はくた のぶお
白田 信夫
いばらき自民党

神栖市



あき よしかず
秋 嘉一
無所属



むら た やすなり
村田 康成
いばらき自民党

鉾田市・茨城町・大洗町



たやま とうこ
田山 東湖
いばらき自民党



ながやま しげあき
長谷川重幸
いばらき自民党

つくばみらい市



よこた とおる
横田 透
いばらき自民党

小美玉市



きむら よしかず
木村 喜一
いばらき自民党

東海村

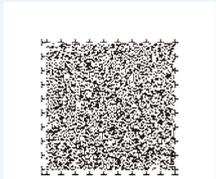


しもじけんじろう
下路健次郎
いばらき自民党

美浦村・阿見町



はなし まもる
葉梨 衛
いばらき自民党



委員会		所管事項・所属委員（◎：委員長、○：副委員長）								
特別委員会	予算 	県予算の総合調整 ※議員改選後の最初の定例会で設置され、議員の任期中存続します。				<table border="1"> <tr><td>定数</td><td>22人以内</td></tr> <tr><td>現員</td><td>22人</td></tr> </table>	定数	22人以内	現員	22人
	定数	22人以内								
	現員	22人								
◎小川 一成 ○黒部 博英 田山 東湖 常井 洋治 飯田 智男 水柿 一俊 高橋 勝則 磯崎 達也 長谷川重幸 金子 晃久 村田 康成 高橋 直子 枡田 千春 木村 喜一 高崎 進 八島 功男 二川 英俊 大足 光司 玉造 順一 櫻井 信幸 江尻 加那 金子 敏明										
	決算 	県決算の認定 ※第2回定例会（6月）で設置され、第4回定例会（12月）において報告されます。				<table border="1"> <tr><td>定数</td><td>15人</td></tr> <tr><td>現員</td><td>—</td></tr> </table>	定数	15人	現員	—
定数	15人									
現員	—									
	未来を拓く 新たな茨城 づくり調査	新たな茨城づくりに向けた諸方策の在り方についての調査・検討 ※調査特別委員会は、県政運営上特に重要であると判断された場合あるいは緊急の問題がある場合に、必要に応じて設置されます。				<table border="1"> <tr><td>定数</td><td>15人</td></tr> <tr><td>現員</td><td>15人</td></tr> </table>	定数	15人	現員	15人
定数	15人									
現員	15人									
	議会運営 	議会運営に関する事項				<table border="1"> <tr><td>定数</td><td>10人</td></tr> <tr><td>現員</td><td>10人</td></tr> </table>	定数	10人	現員	10人
定数	10人									
現員	10人									
	情報 ※ 	議会の情報公開、議会の保有する個人情報の保護および広報活動に関する事項				<table border="1"> <tr><td>定数</td><td>10人以内</td></tr> <tr><td>現員</td><td>10人</td></tr> </table>	定数	10人以内	現員	10人
定数	10人以内									
現員	10人									
		◎高橋 勝則 ○塚本 一也 鈴木 将 小松崎敏紀 秋元 勇人 岩澤 信 村本 修司 大足 光司 ヘイズジョン 秋 嘉一								

※地方自治法に基づく「協議または調整のための場」として設置



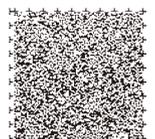
予算特別委員会



調査特別委員会（現地調査）



情報委員会（オンライン）



議員提案政策条例

県議会では、これまでに都道府県議会の中でもトップクラスの29件の議員提案政策条例を制定しており、制定後にはさまざまな成果があがっております。

主な条例

茨城県犬猫殺処分ゼロを目指す条例

平成28年12月28日公布、同日施行

【目的】 犬の殺処分頭数が8年連続（平成17年～24年度）で全国ワースト1を記録した状況などへの危機感から、県民が犬猫と共に暮らせる社会の実現に寄与すること

【成果】

- ・犬猫殺処分ゼロに関する啓発活動
- ・地域猫への不妊去勢手術費用の補助
- ・適正飼養に係る巡回指導・譲渡支援
- ・県動物指導センターへの収容頭数の削減・収容された犬猫の譲渡促進
- ・譲渡適性があると判断される犬猫の殺処分頭数：令和元年度以降ゼロを維持
※ 譲渡適性が低いとして行われる犬猫の殺処分頭数も大幅に減少 など



茨城県健康長寿日本一を目指す条例

令和6年6月25日公布、同日施行

【目的】 健康寿命と平均寿命との間に差（男性：8.18年、女性：11.14年）があることから、健康寿命を延伸し、県民一人一人が生涯にわたって生き生きと暮らし、活躍できる地域社会の実現に寄与すること

【成果】

- ・県作成の「健康長寿チェック表」の配布
- ・生活習慣病の予防
- ・運動習慣の定着
- ・認知症の支援 など

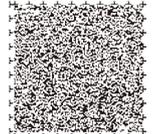
「健康長寿チェック表」は
こちらからダウンロードできます



これまでに制定された条例

- ・茨城県歯と口腔の健康づくり8020・6424 推進条例の一部を改正する条例（令和7年）
- ・茨城県性暴力の根絶を目指す条例の一部を改正する条例（令和6年）
- ・茨城県がん検診を推進し、がんと向き合うための県民参療条例の一部を改正する条例（令和6年）
- ・茨城県健康長寿日本一を目指す条例（令和6年）
- ・茨城県食と農を守るための条例（令和6年）
- ・いばらきの豊かな緑を守り育て適正に管理するための条例（令和4年）
- ・茨城県性暴力の根絶を目指す条例（令和4年）
- ・茨城県小規模企業振興条例（令和4年）
- ・茨城県犯罪被害者等支援条例（令和4年）
- ・茨城県ケアラー・ヤングケアラーを支援し、共に生きやすい社会を実現するための条例（令和3年）
- ・茨城県災害ボランティア活動を支援し、促進するための条例（令和2年）
- ・茨城県主要農作物等種子条例（令和元年）
- ・茨城県いじめの根絶を目指す条例（令和元年）
- ・茨城県子どもを虐待から守る条例（平成30年）
- ・茨城県手話言語の普及の促進に関する条例（平成30年）
- ・茨城県イノシシ等野生鳥獣による被害の防止対策に関する条例（平成30年）
- ・茨城県家庭教育を支援するための条例（平成28年）
- ・茨城県犬猫殺処分ゼロを目指す条例（平成28年）
- ・茨城県がん検診を推進し、がんと向き合うための県民参療条例（平成27年）
- ・茨城県薬物の濫用の防止に関する条例（平成27年）
- ・いばらき観光おもてなし推進条例（平成26年）
- ・茨城県被保護者等に対する住居・生活サービス等提供事業の規制に関する条例（平成26年）
- ・障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例（平成26年）
- ・茨城県県産木材利用促進条例（平成26年）
- ・茨城県AED等の普及促進に関する条例（平成25年）
- ・茨城県水源地域保全条例（平成24年）
- ・茨城県歯と口腔の健康づくり8020・6424 推進条例（平成22年）
- ・いばらきの快適な社会づくり基本条例（平成19年）
- ・茨城県屋外広告物条例の一部を改正する条例（平成17年）

各条例の全文および概要・制定後の成果につきましては、
ホームページをご覧ください。



予算・条例の修正

議会には議決権があり、知事から提出された予算・条例について修正を提案し、議決することができます。予算や条例がより良いものになるよう、議案を丁寧に審査し実効性が高まるよう修正内容の検討を行っています。

予算・条例の修正事例

予算の増額修正 (平成 29 年第 1 回定例会)	道路の陥没やひび割れ対策および河道に堆積した土砂の撤去などの費用	【土木費】 (修正前) 1,102億1,654万円 (修正後) 1,104億1,654万円
	犬猫殺処分ゼロを目指すプロジェクト事業	【保健福祉費】 (修正前) 2,042億5,446万円 (修正後) 2,042億8,446万円
予算の減額修正 (令和 2 年第 1 回定例会)	ジンベエザメに関するアクアワールド茨城県大洗水族館新館整備事業	【生活環境費】 (修正前) 3億4,700万円 (修正後) 4,500万円
条例の修正 (平成 31 年第 1 回定例会)	茨城県男女共同参画推進条例の一部を改正する条例	(修正点) 性的少数者への理解を増進し、当事者への偏見や差別意識を解消するため一部を改正

執行機関への提言

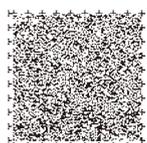
委員会では県の取り組みについて審査・調査を実施しており、特に重要な県政の課題などに関する提言を執行機関に対して行っています。

常任委員会

件名	年月日	委員会
ナガエツルノゲイトウ対策の充実・強化に関する提言	令和 6 年 12 月 16 日	防災環境産業委員会
教職員による懲戒処分事案の発生防止対策について	令和 6 年 3 月 14 日	文教警察委員会
農業関係高校における生産物の外部販売の即時再開について	令和 4 年 6 月 15 日	文教警察委員会
霞ヶ浦水質保全対策等の充実・強化に関する提言	令和 4 年 6 月 14 日	防災環境産業委員会
県立高等学校入学者選抜学力検査等の採点ミス事案に関する提言	令和 3 年 6 月 11 日	文教警察委員会

調査特別委員会

委員会	最終提言
未来を拓く新たな茨城づくり調査特別委員会	令和 7 年 12 月
交通政策・物流問題調査特別委員会	令和 6 年 12 月
県有施設・県出資団体等調査特別委員会	令和 6 年 10 月



議会改革のとりくみ

県民参画の推進

休日議会の開催

県民のみなさんに議会活動を身近なものとして感じていただくため、令和3年から年に1回休日に議会を開催しています。「県民参画」を趣旨とするものとしては、都道府県議会として初の取り組みです。



県議会広報ポスター図案を学生・生徒から公募

若者をはじめとした県民に分かりやすく参加しやすい県議会の環境づくりのため、県内の学生・生徒のみなさんを対象に議会広報ポスターの図案を募集し、実際に採用しています。広報ポスターは県関係機関や県内の大学・短期大学、高等学校・中等教育学校、特別支援学校、市町村議会などに配付しています。



大学との連携

県議会では、議会における政策立案機能の発揮や本県の将来を担う人材の育成などを目的に、県内4大学・短期大学と相互連携・協力に関する包括協定を締結しています。

大学での議長講演や出前委員会、議長との意見交換会の開催のほか、議会での学長講演、調査特別委員会での学生との意見交換など、さかんに交流を行っています。



交通政策・物流問題調査特別委員会における
大学生との意見交換（令和6年）

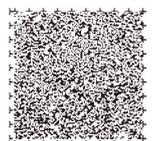
県議会と包括協定を締結している大学

令和2年	茨城大学
令和3年	常磐大学・常磐短期大学
令和4年	流通経済大学
令和5年	茨城キリスト教大学

出前委員会

開かれた議会を目指し、平成28年から年1回程度県内各地に出向いて常任委員会を行い、県民のみなさんに審議の様子をご覧いただくほか、意見交換を行い、生の声を聴く機会を設けています。

近年では、県議会と包括協定を締結している大学で出前委員会を実施しています。



ICT化の推進

タブレット端末の活用

議会審議の充実や議会運営の効率化・活性化を図るため、令和2年第2回定例会からタブレット端末を導入しています。併せて、クラウド型ファイル管理システムも導入することで、議案などの資料をタブレット端末から簡単に閲覧できるようになり、ペーパーレス化も進んでいます。

オンライン委員会

感染症の蔓延防止や大規模な災害、育児・介護の事由により委員会への参集が困難な場合でも、オンライン委員会を開催できるよう令和2年に委員会条例を改正しました。条例改正後はタブレット端末やテレビ会議システムなどを活用して委員会を開催しています。

傍聴のしおり・委員会資料のホームページ掲載

傍聴のしおりは本会議の流れや質問者・質問内容を分かりやすくまとめた資料です。委員会資料は議案や県の取り組みなどを分かりやすくまとめた、委員会審査でも利用される重要な資料です。本県議会ではこれらの資料もホームページに掲載し、県民のみなさんにご覧いただけるようにしています。

その他

議会運営上の諸課題に関する答申（令和5年議会運営委員会）

議員提出議案の委員会付託などの在り方、議案などに対する質疑などの在り方、タブレット端末導入に係る費用対効果などの検証および今後のさらなる活用方策、県民に分かりやすい・参加しやすい県議会の環境づくりについて議長に答申しました。

議案への質疑

令和5年第3回定例会から、議案（議員提出議案および知事提出議案）に対して、当該定例会において代表または一般質問・質疑の割り当てがなく、議案が付託される委員会にも所属していない会派などでも、再質疑および答弁を含めて8分以内の質疑を行えるよう関係規定を整備しました。

託児サービス

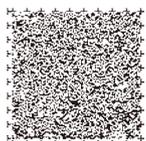
子育て世代の議会傍聴を推進し、県議会活動中の議員の子育てを支援するため、令和5年第3回定例会から、県庁内保育所（ひより保育園）の一時預かりを活用した託児サービスを開始しました（令和6年10月からは、議事堂近隣の民間保育所（彩の国保育園）を追加）。

業務継続計画（BCP）

重大な災害が発生した場合においても議会活動の継続を図るため、令和3年12月に、災害発生時における議会業務を継続するための具体的計画を定め、議員の役割と対応を整理した茨城県議会業務継続計画（議員BCP）を策定しました。

議会改革度調査 2024 都道府県部門 4年連続で第1位

早稲田大学デモクラシー創造研究所が実施する「地域経営のための議会改革度調査2024」（令和7年4月発表）において、茨城県議会は47都道府県議会の中で4年連続で第1位となりました。今回の結果を糧とし、今まで以上に県民のみなさんの声を真摯に受け止め、地域の声を県政に反映し、県全体の発展につなげられるよう、引き続き、公正・円滑な議会運営に努めてまいります。



県議会の広報

インターネットによる広報

ホームページ

- ・議員名簿
- ・議会の審議情報
- ・議長の活動記録など

<https://www.pref.ibaraki.jp/gikai/>



会議録検索

- ・本会議・委員会の会議録

<https://www.pref.ibaraki.dbsr.jp/>



議会中継

- ・本会議・予算特別委員会の生中継
および録画中継

<https://ibaraki-pref.stream.jfit.co.jp/>



公式 X

- ・定例会・委員会の日程など

<https://x.com/ibarakikengikai>



広報紙などの発行

いばらき県議会だより

- ・年4回発行
- ・新聞折込で配布
- ・議会の審議情報などを掲載



声の県議会だより

- ・視覚障害を持つ方および県内の特別養護老人ホームなどの入所者に提供
- ・「いばらき県議会だより」の内容を音声で収録



ラジオ広報

- ・議長インタビューや会派代表座談会などを中心に年2回程度放送



点字版県議会だより

- ・希望者に配布・貸与
- ・「声の県議会だより」と同じ内容の点字版

議事堂見学

見学可能場所 PRコーナー（1階）、大会議室（1階）、本会議場（5階）

見学可能時間 9：00～17：00（土日祝日を除く）

団体（10名以上）での見学をご希望の場合、職員が県議会議事堂をご案内いたします。所要時間はおおむね30分です。詳しくは総務課にお問い合わせください（事前申し込みが必要です）。

※定例会および臨時会の会期中の団体見学の案内は、原則お断りしておりますのでご了承ください。

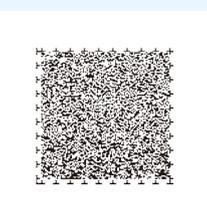
※現在、議事堂の改修工事のため、見学を受け付けておりません。ご迷惑をおかけしますが、安全確保のため、ご理解のほどお願い申し上げます。

見学再開の時期は、決まり次第、ホームページによりご案内いたします。

PRコーナーのご案内



議事堂1階のPRコーナーでは、県民のみなさんに県議会への理解を深めていただくため、パネルや歴史資料などを展示し、県議会のしくみや役割を紹介しています。また、大型モニターにより、本会議中継映像や県議会の活動状況写真などがご覧になれます。



議事堂について

茨城県議会議事堂は県庁舎の東側に隣接し、外壁は地場産品である花崗岩で造られています。また、議会活動以外にも、多くのテレビドラマや映画のロケ地として利用されています。



議事堂外観



本会議場



玄関ロビー（1階）

建物概要

鉄骨鉄筋コンクリート造 地上5階 塔屋1階
建築面積 4,400㎡ 延床面積 16,200㎡ 高さ 39 m
平成 10 年 12 月竣工 平成 11 年 4 月開庁

議事堂各階案内

5階	南棟：傍聴者席、傍聴者休憩ロビー 北棟：総務企画委員会室、防災環境産業委員会室、保健福祉医療委員会室、予算特別委員会室、決算特別委員会室
4階	南棟：本会議場、執行部控室、記者控室 北棟：営業戦略農林水産委員会室、土木企業立地推進委員会室、文教警察委員会室、特別委員会室1・2、知事控室、出席説明者控室
3階	南棟：議員面会室1～6 北棟：各会派議員室
2階	南棟：玄関ロビー、議会事務局 アトリウム：議会ホール 北棟：議長室、副議長室、事務局長室、議会運営委員会室、秘書室、中・小会議室、県政記者控室
1階	南棟：玄関ロビー、PRコーナー、議会図書室、大会議室

議事堂で撮影されました！

- ・緊急取調室 THE FINAL (映画)
- ・能面検事 (テレビ東京)
- ・新幹線大爆破 (Netflix 映画)
- ・笑うマトリョーシカ (TBS テレビ)
- ・正体 (映画)
- ・劇場版 君と世界が終わる日に FINAL (映画)



お問い合わせ

茨城県議会事務局

〒310-8555
水戸市笠原町 978 番 6

- 託児サービス、議事堂見学 029-301-5613 総務課
会期、本会議、委員会、請願・陳情、傍聴 029-301-5634 議事課
議員提案政策条例、議会改革、議会広報 029-301-5646 政務調査課

